

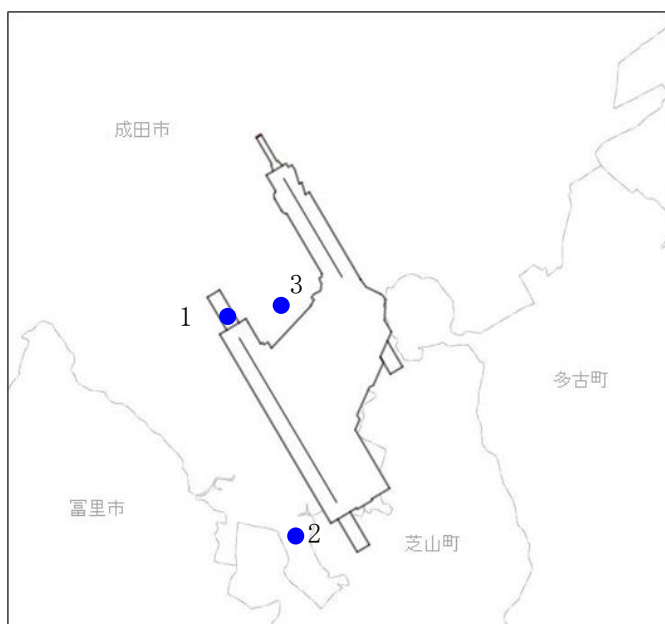
平成 28 年度 地下水質測定結果

(1) 測定日

平成 28 年 8 月 31 日に測定を行いました。

(2) 測定地点

地下水質の測定地点は、下表及び下図のとおりです。



地下水質測定地点一覧

番号	測定地点
1	成田市駒井野地区
2	成田市南三里塚地区
3	成田市取香地区

地下水質測定地点位置図

(3) 測定項目

地下水の環境基準（「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号））に基づいて下表の地下水環境基準関連 28 項目について測定しました。なお成田市取香地区については「飲用井戸等衛生対策要領の実施について」（昭和 62 年衛水第 12 号）に基づいて、下表の飲用井戸関連 11 項目について測定しました。

地下水質測定項目(その1：地下水環境基準関連28項目)

項 目		
カドミウム	塩化ビニルモノマー	シマジン
全シアン	1,2-ジクロロエタン	チオベンカルブ
鉛	1,1-ジクロロエチレン	ベンゼン
六価クロム	1,2-ジクロロエチレン	セレン
砒素	1,1,1-トリクロロエタン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
総水銀	1,1,2-トリクロロエタン	ふっ素
アルキル水銀	トリクロロエチレン	ほう素
PCB	テトラクロロエチレン	1,4-ジオキサン
ジクロロメタン	1,3-ジクロロプロペン	
四塩化炭素	チウラム	

地下水質測定項目(その2：飲用井戸関連11項目)

項 目
一般細菌
大腸菌
亜硝酸態窒素
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
塩化物イオン
有機物(全有機炭素(TOC)の量)
pH値
味
臭気
色度
濁度

(4) 測定方法

地下水質調査のうち、地下水環境基準関連項目は「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号)に基づく測定方法、飲用井戸関連項目は「水質基準に関する省令」(平成15年厚生労働省令第101号)に基づく測定方法により実施しました。

(5) 測定結果

地下水質測定結果

項目	調査地点			評価基準
	成田市 駒井野 地区	成田市 南三里塚 地区	成田市 取香地区	
地下水環境基準 関連	カドミウム	< 0.0003	< 0.0003	0.003 mg/l 以下
	全シアン	< 0.1	< 0.1	検出されないこと
	鉛	< 0.001	< 0.001	0.01 mg/l 以下
	六価クロム	< 0.005	< 0.005	0.05 mg/l 以下
	砒素	< 0.001	0.001	0.01 mg/l 以下
	総水銀	< 0.0005	< 0.0005	0.0005 mg/l 以下
	アルキル水銀	< 0.0005	< 0.0005	検出されないこと
	PCB	< 0.0005	< 0.0005	検出されないこと
	ジクロロメタン	< 0.002	< 0.002	0.02 mg/l 以下
	四塩化炭素	< 0.0002	< 0.0002	0.002 mg/l 以下
	塩化ビニルモノマー	< 0.0002	< 0.0002	0.002 mg/l 以下
	1,2-ジクロロエタン	< 0.0004	< 0.0004	0.004 mg/l 以下
	1,1-ジクロロエチレン	< 0.01	< 0.01	0.1 mg/l 以下
	1,2-ジクロロエチレン	< 0.004	< 0.004	0.04 mg/l 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	< 0.1	< 0.1	1 mg/l 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	< 0.0006	< 0.0006	0.006 mg/l 以下
	トリクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	0.01 mg/l 以下
	テトラクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	0.01 mg/l 以下
	1,3-ジクロロプロペン	< 0.0002	< 0.0002	0.002 mg/l 以下
	チウラム	< 0.0006	< 0.0006	0.006 mg/l 以下
	シマジン	< 0.0003	< 0.0003	0.003 mg/l 以下
	チオベンカルブ	< 0.002	< 0.002	0.02 mg/l 以下
	ベンゼン	< 0.001	< 0.001	0.01 mg/l 以下
	セレン	< 0.001	< 0.001	0.01 mg/l 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	< 0.06	1.4	10 mg/l 以下
	ふっ素	< 0.08	< 0.08	0.8 mg/l 以下
ほう素	< 0.1	< 0.1	1 mg/l 以下	
1,4-ジオキサン	< 0.005	< 0.005	0.05 mg/l 以下	
飲料水 関連	一般細菌		0	100 個/ml 以下
	大腸菌		不検出	検出されないこと
	亜硝酸態窒素		< 0.004	0.04 mg/l 以下
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		< 0.02	10 mg/l 以下
	塩化物イオン		4.9	200 mg/l 以下
	有機物 (全有機炭素の量)		< 0.3	3 mg/l 以下
	pH値 (水温℃)		8.4(24.7)	5.8以上 8.6以下
	味		-	異常でないこと
	臭気		腐敗臭	異常でないこと
	色度		< 0.5	5 度以下
	濁度		< 0.1	2 度以下

- ・「<」は定量下限値を下回ることを示します。
- ・取香地区については、臭気検査で腐敗臭が感じられたことから味の検査は未実施です。

(6) 評価

地下水関連 28 項目については地下水の環境基準(平成 9 年環境庁告示第 10 号)、飲用井戸関連 11 項目については水道水質基準(平成 15 年厚生労働省令第 101 号)に参考にそれぞれ評価基準を設定しました。

平成 28 年度の調査結果を評価基準と比較すると、成田市取香地区において臭気検査で腐敗臭が感じられました。その他の地点における調査結果は評価基準を満たしていました。